

監事監査報告書

令和6年6月18日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長 塩崎一裕 殿

監事 西村昭



監事 春本晃江



国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第20期事業年度の業務について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学監事監査規程に基づき、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等からその職務の執行状況や事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び研究科において業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から会計監査の方法及びその結果について報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

(1) 財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（準用通則法第38条第2項）

- ・会計監査人監査法人長隆事務所の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- ・財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当法人の財務状態、運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- ・利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- ・事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ・決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

(2) 業務の適法性及び効率的実施についての意見（施行規則第1条の2第5項第2号）

組織の運営及び経営状況等について監査した結果、中期目標から見て、中期計画に沿って、効果的かつ効率的に運営されており、問題となる事項は見受けられませんでした。

(3) 体制整備及び運用についての意見（施行規則第1条の2第5項第3号）

法令又は規約に違反する重大な事実はないものの、監事監査において法人文書の誤廃棄を1件認めました。その後、再発防止のための対策および法人文書管理体制の見直しが確認できたため、業務の適正を確保するための体制が整備・運用されているものと認めます。

以上